

## 児童の養育者に各種手当が支給されます

児童を養育している人に対して、次のような手当が支給されます。ただし支給については所得制限等諸要件があります。詳しくは、児童福祉課まで問い合わせてください。

### ●児童手当

12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している人に支給されます。

### ●児童扶養手当

次の条件のいずれかにあてはまる児童(※)を監護している母または母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

※児童とは、18歳到達後最初の3月31日までの人のことをいいます。ただし、心身に中度または重度以上の障害がある場合は、20歳未満となります。

- ▽父母が婚姻解消(離婚等)した児童
- ▽父が死亡した児童
- ▽父が一定の障害の状態にある児童
- ▽父の生死が明らかでない児童
- ▽父から1年以上遺棄されている児童
- ▽父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ▽婚姻によらないで生まれた児童
- ▽父母ともに不明である児童

### ●特別児童扶養手当

20歳未満の心身に中度または重度以上の障害を持つ児童を養育している人に支給されます。

■問合せ先 児童福祉課児童福祉係 ☎(内線366)

## 近畿運輸局奈良運輸支局からのお知らせ

### 自動車の検査・登録の各種申請はお早めに

毎年3月末は、自動車の検査・登録の各種申請が集中し窓口が大変混雑します。

この時期に申請を行うと、皆さんには長時間お待ちいただくなど、大変ご迷惑をおかけすることが予想されます。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)などの各種手続きは、できるだけ早期に済まされるようお願いいたします。

検査・登録の手続き案内は、ヘルプデスク「☎050・5540・2063」(音声またはFAXサービス)により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.kkt.mlit.go.jp/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

■問合せ先 近畿運輸局奈良運輸支局(ヘルプデスク) ☎050・5540・2063